

○議長 宮城清政君 これから最終日、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前 10 時 00 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 1 番 知念富信議員、2 番 新垣由雄議員を指名します。

日程第 2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第 2．議長諸般の報告をいたします。さる 12 月 8 日の本会議あとから本日までの議長諸般の報告をいたします。まず、町長から議案 1 件、議案第 79 号 給食用備品購入事業の売買契約についてが提出されていますので、後刻議題といたします。議員からは、議員提出議案として、意見書第 8 号 政府の強権的手法に抗議し、米軍新基地建設工事の即時中止を求める意見書の提出があります。

次に、各常任委員長から付託議案の委員会報告書、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出が提出されております。それぞれ後刻議題とします。

次に、決議第 6 号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり議題とすることにします。

次に、総務民生常任委員会及び経済教育常任委員会から県外視察研修報告書が執行部の皆さんのお手元に配布してございますので、各自ご一読くださいますようお願い申し上げます。以上をもって議長諸般の報告といたします。

日程第 3．議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 3．議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席

を求め質疑応答を行い質疑を終わりました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称マイナンバー法）の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を請求することができるものに任意代理人を追加するための条例改正と説明がありました。自分の知りたい権利は低くして特定個人情報を保護する権利は高くしているとの説明がありました。委員からは、マイナンバーカードの利用を必要としない人への行政側の取組に関して質疑がありました。執行部からは、マイナンバーカードを利用しなくとも現行の制度で対応は可能だが、必要書類の添付が必要となるとの回答がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 63 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 63 号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 4．議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終わりました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程において執行部の説明のなかで、通称マイナンバ

一法に基づき、庁内での個人番号の独自利用及び庁内のシステム連携については、条例に定めることで個人番号を利用できると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 64 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 64 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例

○議長 宮城清政君 日程第 5．議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終わりました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、個人番号カードを現行の住民基本台帳カードと同様に利用できるように条例を新規制定し、本町が設置する自動交付機で各種証明書の交付を受けるサービスを町民に提供するための条例制定とありました。委員から、個人番号カードには将来さまざまなサービスを付加する計画はあるか、また個人番号カードの IC チップにはどのぐらいのデータが入る容量があるかと質疑がありました。執行部の会等として、個人番号カードにある IC チップにデータを入れるのではないこと、個人番号カードを使いパスワードを入れることで個人を認証し、個人情報が入っているサーバーへアクセスする鍵として利用すると回答がありました。また、さまざまなサービスを付

加して欲しいと住民ニーズがある場合にはセキュリティを確認したうえで前向きに検討したいと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 65 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、印鑑登録証の交付を受けているものが住民基本台帳カード又は個人番号カードに印鑑登録証としての機能を付加することができる。その場合は、印鑑登録証が 2 つあることを防ぐため、印鑑登録証を返納しなければならない規定を盛り込んだと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 66 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 66 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。11 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 67 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 68 号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 8．議案第 68 号 南風原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 68 号 南風原町税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで地方分権を推進する観点から徴収猶予制度等を各地域の実情に応じて条例で定めることとされたことによる条例改正との趣旨説明がありました。また、本条例の一部改正を行うことで税務課の収納業務の実務において、納税者への対応に変更がないことを確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 68 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 68 号 南風原町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9. 議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、本条例の一部改正に関する主な 2 点について説明がありました。1 点目に、地域限定保育士（正式名：国家戦略特別区域限定保育士）という資格試験制度を新たに創設したと説明がありました。地域限定保育士の資格試験審査は、現行の保育士資格試験とほぼ同一内容であることから、保育士資格の取得機会が増えたことが分かりました。2 点目に、利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業所における設備基準の面積要件を、乳児又は幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上から 3.3 平方メートル以上へ改正する説明がありました。厚生労働省令では、乳児室が 1.65 平方メートル以上で、保育室が 3.3 平方メートル以上とあるが、子どもは日々成長していくため両者の境目の判断が難しく、3.3 平方メートル以上としたと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 69 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例

○議長 宮城清政君 日程第 10. 議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。中小企業・小規模企業の振興が豊かな町民生活の基盤となると認識し、町産品の活用など協働して振興施策を推進するための理念型の条例であると説明がありました。特長的な内容として 2 点説明がありました。1 点目に、第 4 条第 8 項 地域資源の利活用による産業の発展及び創出と観光需要による町内消費の拡大は、企業者と観光協会を中心とした観光産業に結び付ける条項であること、2 点目に第 4 条第 9 項 工芸産業等の集積の活性化及び振興を図ることは、併事業等を振興を意味し、本町の特徴的条項であると説明がありました。委員よりどのようにして各中小企業・小規模企業の実態把握とそれに合わせた振興策等を打ち出すのかという質問がありました。これまで以上に中小企業を押し出すため、本年度 1,300 社を対象に調査することで、アンケートやヒアリングにより平成 28 年度に具体的な施策を検討し、29 年度からの運用を目指していると回答がありました。回答に対し委員からは商工会や企業団体に加入していない事業所等に対しても公平な調査ができるような体制づくりをして欲しいという意見がありました。また、委員より第 10 条 学校の役割は具体的にどのようなことを指しているかという質問もありました。これに対し、職場体験や職業教育はもちろんであるが、施策及び事業への参加に配慮するという部分にイベントやまつりなど振興に資する事業の際にはスケジュールが重ならないよう配慮するなどを指しているとのことであります。委員から、本条例は町全体で地域経済の活性化を推し進める内容で、ひいては町民生活の向上につながると評価がありましたが、条例を具体的施策に反映させ絵に描いた餅とならないよう取り組んで欲しいとの意見もありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12 月 9 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 70 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例

○議長 宮城清政君 日程第 11. 議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。委員から任期はいつからいつまでかと質問がありました。それに対し、任期は委嘱の日から基本構想・基本計画が諮問されるまでということでありました。また委員より、観光発信施設の予定地はすでに決まっているのかという質問がありました。これに対し、津嘉山北土地区画整理地区内の保留地を候補として挙げているが、決定したということではなく、委員会のなかでどの場所が適切かを検討しながら決定したいとの回答がありました。場所の決定と併せて施設運営のあり方も検討しながら委員会を進めて欲しいという意見がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12 月 9 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 71 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。本条例改正は、先ほど報告いたしました議案第 70 号 南風原町中小企業・小規模企業振興審議会及び議案第 71 号 観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会の設置により、委員の報酬や費用弁償を設定する必要があるための改正であると説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、12 月 9 日に採決を行い審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 72 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 75 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 7 号)

○議長 宮城清政君 日程第 13. 議案第 75 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算(第 7 号) を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 75 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 7 号) 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では関係部長、課長、担当職員の出席を求め 12 月 9 日に総務部総務課・企画財政課・住民環境課・税務課、民生部こども課・保健福祉課・国保年金課、10 日に教育部生涯学習文化課・教育総務課・学校教育課、経済建設部まちづくり振興課・産業振興課・都市整備課より説明を受け、質疑を行い審査を行いました。11 日にまとめと採決を行いました。その審査のなかで主な事項について報告いたします。

教育総務課について予算書 15 ページ 19 款 5 項 3 目. 学校給食収入 1 節. 現年分 235 万 1,000 円の増額理由について説明がありました。委員からの質疑に対する執行部の回答のなかで、一般会計から学校給食賄費へ 938 万 2,000 円が充当されていることが分かった。委員からは学校給食の財源に一般会計から約 1,000 万円が繰り出されていることを保護者に周知するとともに、保護者には学校給食費の納付義務があることも十分に分からせるよう教育委員会は取組をされたいと意見がありました。2 点目、こども課について予算書 21 ページ 3 款 2 項 2 目. 保育所運営事業、12 節. 運営費及び 3 歳以上児主食費 1 億 4,136 万 9,000 円の増額理由について説明がありました。当初見込みと 11 月時点と比較して入所人員が 1,439 人から 1,495 人へ 56 人増えたこと、また弾力化も 1.13 パーセントから 1.18 パーセントへ上がっていることが分かりました。一方、待機児童数も 125 人から 235 人へと大幅増となっているが、その理由として子ども・子育て支援法新制度で保育の認定基準に変更があったこと等と説明がありました。同じく 19 節. 事業所内保育運営費 769 万 7,000 円の増額理由について説明がありました。町内にある事業所内保育施設の入所人員が 7 人から 10 人へ 3 人増えたこと、また町外の地域型保育園に入所する児童数が 12 人増加したことが分かりました。3 点目、都市整備課について予算書 26 ページ、8 款 4 項 3 目. 街路整備事業費、23 節. 償還金・利子及び割引料 1,221 万 6,000 円は、宮平学校線街路事業、建物等の移転費補償に伴う補助金返還金として計上したものであり、次に予算書 33 ページ、12 款 1 項 1 目. 負担金、23 節. 償還金・利子及び割引料 280 万円は、補助事業対象外経費

分の起債を繰り上げ償還することによる計上と説明がありました。執行部は、議案説明資料、宮平学校線街路事業の移転補償から審査までにおける時系列を用いて説明を行いました。委員会では、本町の移転補償に対する見解と会計検査院の移転補償に対する見解の相違に関する質疑が集中して行われました。執行部の経過説明を 3 点に要約します。1 点目に、平成 21 年 10 月 30 日に締結した 1 回目の物件調査委託業務の結果より、本町が当初予定していた建物の一部、柱 1 本程度だけを切り取る補償では対象建物の老朽化等の構造的理由により建物を部分的に切り取ることができないことが分かった。そこで本町は、全体配置図にある A 地区の建物を全部撤去する方針へ変更した。2 点目に、平成 23 年 10 月 3 日に締結した 2 回目の物件調査見直し委託業務において、本町は B 地区の建物等も A 地区と法人が行う事業と一体的に事業を営んでいることを根拠に移転補償の対象として加えることと判断した。3 点目に、会計検査院は本町が B 地区の建物等も移転補償の対象とすることを否定していないが、公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づく建物等の移転料の対象とならないと判断したことにより両者において移転補償する見解の相違が生じることとなった。続いて、委員から、本町と被補償者の間で締結した移転補償費 7,369 万 7,000 円と会計検査院が示した移転補償費 5,842 万 7,000 円について、A 地区分と B 地区分との内訳を問う質疑が行われました。執行部からは、A 地区分については本町と会計検査院の間で差異がなく、B 地区の移転補償費において差異が生じていること、本町が認めた移転補償費が 3,522 万 5,400 円であることに対し、会計検査院が認めた B 地区の移転補償費は 1,995 万 5,400 円であることから、この差額の 1,527 万円が会計実施検査によって保証事業対象外との指摘を受けた金額となり、その 80 パーセント補助率の額が補助金返還金となる 1,221 万 6,000 円になると説明がありました。また、当該街路整備事業は、起債を活用しており、補助事業対象外経費分の起債 280 万円を繰上償還することも確認しました。以上の経過をへて、11 日に一般会計補正予算に対するまとめを行いました。討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果挙手全員であり、全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 75 号について討論を行います。討論はありませんか。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 私は、今議題となっております議案第 75 号について、反対の立場から討論を申し上げます。今回提案されている議案第 75 号のほとんどの部分については当然の歳入歳出であると考えておりますけれども、今委員長報告の最後にございました宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の部分、起債の償還繰上、この 2 つに

については本会議上程時の質疑や委員会での質疑、そして一般質問でのやり取り、3名の議員が取り上げましたけれどもこれらのやり取りを聞いてもなお、明確になっていないと判断をしています。このような状況で返還を行うことに関しては賛成できない立場で今回の補正予算の提案に反対を表明するものであります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第 75 号平成 27 年度南風原町一般会計補正予算(第 7 号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。休憩します。

休憩(午前 10 時 45 分)

再開(午前 10 時 46 分)

○議長 宮城清政君 再開します。ただいま大城 毅議員から、宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたします。宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金の返還の調査に関する動議を日程に追加し、追加日程としてただちに議題とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって動議については、追加日程としてただちに議題とすることに決定しました。休憩します。

休憩(午前 10 時 48 分)

再開(午前 10 時 48 分)

○議長 宮城清政君 再開します。ただいまの動議につきましては、追加日程第 1 として追加いたしますのでご理解ください。再開します。

追加日程第 1. 宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議

○議長 宮城清政君 追加日程第 1. 宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補償金返還の調査に関する動議。動議提出者の大城 毅議員の説明を求めます。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 それでは、動議を提案いたします。読み上げて提案に代えます。平成 27 年 12 月 18 日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員大城 毅。賛成者 花城清文議員。宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議であります。上記の動議を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。

宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議 地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、下記のとおり宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の事務に関する調査を行うものとします。記 1. 調査事項 宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還に関する事項。2. 特別委員会の設置 本調査は、地方自治法第 109 条及び南風原町議会委員会条例第 5 条の規定により議長を除く委員 15 人で構成する宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還に関する調査を、特別委員会を設置しこれに付託して行う。3. 調査権限 本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。4. 調査期限 上記特別委員会は、1 に掲げる調査を終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。5. 調査経費 本調査に関する経費は、本年度において 2 万円以内とする。理由 宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還について、調査を要するため宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還に関する調査特別委員会の設置を求めるためであります。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これより動議に対する質疑に入ります。質疑はありますか。15 番 大城真孝議員。

○15 番 大城真孝君 ただいま動議が出されていますけれども、出した本人も総務民生常任委員会で予算の審議を行ったと思います。総務民生常任委員会では全会一致で可決されています。先ほどの予算でも多数で可決されています。何を意図して動議を出すのか。何を調査するのか理解し難い面があります。と言いますのは、そうであったら委員会で多数なり、減額補正なり、そうではなく委員会では全会一致、ここでも可決したものに対して何を調査する必要があるのかと疑問があります。これに対してどう思われますか。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 先ほどの委員長報告のなかで委員会での採決結果について全会一致とありました。私個人は委員会を退出して採決に加わりませんでした。そうしたなかでの全会一致となったものであります。私は委員会での質疑でも十分な資料の提出をいただけなかったという経過がありますので、委員会においても十分な調査ができなかったと、さ

らに一般質問のなかでも同僚議員のやり取り含めて十分な調査ができなかったという思いがあり、予算は可決されましたけれども、なおこれが執行されたうえであってもこの事務に対する調査は必要だと判断しております。それでこの動議を提案したものであります。

○議長 宮城清政君 15 番 大城真孝議員。

○15 番 大城真孝君 委員会で退席なされたとおっしゃいましたけれども、とても残念です。そのぐらい考えているのだったら、委員会で減額補正するなり討論をやって欲しかったと思います。退席したにしても、本来の議会の仕組みは全会一致を認めるための退席です。退席すれば全会一致になると認識していたと思います。それで予算が通ったにもかかわらず、動議を出すのが理解できない。私は反対ですね。以上、終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(なし)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから動議について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより宮平学校線街路事業移転補償積算過大による補助金返還の調査に関する動議についてを採決します。この動議に賛成の方は起立を求めます。

(起立少数)

○議長 宮城清政君 起立少数であります。したがって、大城 毅議員他 1 名から提出された宮平学校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の調査に関する動議は、否決されました。休憩します。

休憩 (午前 10 時 56 分)

再開 (午前 11 時 07 分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第 14. 議案第 79 号 給食用備品購入事業 (カートイン消毒保管機他) の売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第 14. 議案第 79 号 給食用備品購入事業 (カートイン消毒保管機他) の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 79 号 給食用備品購入事業 (カートイン消毒保管機他) の

売買契約について 給食用備品購入事業（カートイン消毒保管機他）について、下記のとおり売買契約を締結するため議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。記 1. 契約の目的 給食用備品購入事業（カートイン消毒保管機他）。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 1,965 万 6,000 円。4. 契約の相手方 住所 宜野湾市伊佐 3 丁目 4 番 5 号 有限会社中島工業 代表取締役 島袋 悟。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第 79 号の内容について説明いたします。議案書 2 ページです。入札の結果報告書を付けてございます 12 月 3 日に、給食用備品購入事業として入札を行いました。設計額が消費税抜きで 1,903 万 360 円です。それに入札書比較価格が 1,900 万円で予定価格を設定いたしました。7 事業者で入札を行っております。その 6 番目にあります有限会社中島工業が 1,820 万円で落札でございます。

次に、3 ページの事業概要について説明いたします。事業名 給食用備品購入事業（カートイン消毒保管機他）。納入場所が、南風原町立学校給食共同調理場。納入期限が平成 28 年 3 月 28 日。現場説明を平成 27 年 11 月 27 日に行い、入札を 12 月 3 日に行いました。備品内容といたしまして、1. カートイン消毒保管機（大）が 2 台。2. 消毒保管機用カート（仕切りあり）が 6 台。3. カートイン消毒保管機（小）が 1 台。4. 消毒保管機用カート（仕切りなし）が 2 台。5. 給食用コンテナ 1 台。6. 保温食缶（14L）4 個。7. 保温食缶（10L）4 個。8. 箸かご 4 個。9. 配缶台車 2 台。10. 水切運搬車 2 台。11. エアーカーテン 17 台。

次ページから備品の図を示してございます。4 ページがカートイン消毒保管機（大）でございます。3 つのカート保管庫がありますのが大でございます。これを 2 台。次、5 ページが、その保管庫を入れる消毒保管機用カートです。仕切りありにつきましては、図にありますように食器を棚のしきりに入れて保管するカートとなります。これが 6 台。続きまして、カートイン消毒保管機の小でございます。これが 1 台。そして 7 ページの消毒保管機、仕切なしです。仕切なしは、食缶等をそれに保管するカートでございます。8 ページが給食用のコンテナで、これが 1 台です。幼稚園の園舎に給食共同調理場から運んで保管する給食用のコンテナでございます。それから、9 ページは、食缶です。左上の食缶を購入でございます。10 ページ、3 段目の箸かご。次に 11 ページは、配缶の台車でございます。続きまして、水切運搬車。これが 2 台。次のエアーカーテンは、家庭用クーラーのような形で、そこからエアー（空気）を出して外からのハエなどの虫やごみを遮断するもので、入口に取り付けるものです。以上、今回の売買契約の備品となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上、説明といたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 確認ですけれども、カーテン消毒保管機（大）、エアーカーテン含めて電気工事が必要ですが、これについての工事は別個で発注するのですか。セットで工事発注ができなかったのか。容量が大きいものですから、この工事の金額が気になりますが、ここはどうなっているのか。要するに、別途で工事をさせたら設置するための金額、総予算が見えなくなる。そこに付随する工事を含めるとこれの全体予算が見えてくるわけです。その説明が欲しいと思いますが、どのような発注方法を考えておられるのか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 それでは、お答えします。今回の備品購入につきましては、ほとんど備品購入の設置費でありまして、電気工事などすでに既存でありますのでそれを活用することから、特に大きな工事を要することはございません。主に備品を購入して設置する内容となっております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 今あるものと交換になるわけですか。全て交換するわけですか。エアーカーテンについても容量的には支障ないと。大小 3 台ありますが、交換ということでもいいのですか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 16 分）

再開（午前 11 時 18 分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 休憩中に説明がありましたが、なぜ必要なのか最初で説明して欲しい。幼稚園が増えたからかなと、こちらはそういう予想をするしかないのです。

それからもう 1 つは、給食用の車を購入しましたでしょう。定例会の最初で議案が出ていました。これは 12 月 3 日に入札していますよね。そうしたら、皆さん方はこれもあるよとどうして説明しないのか。こういうことがいろいろあるのですよ。小出しに出されると

よく分からない。先に玉城勇議員から電気がどうこうというのもあったのですが、なぜそのようになったのか詳しく説明して欲しい。全体的にあとは何が必要なのかがよく分からない。今度のこの件に関しては、12 月 3 日に入札もしているし、最初の議案が出された時点でよく分かっていたはずなのです。その時になぜそのような説明をしないのか理由を説明してもらえませんか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 それではお答えします。今回の備品購入につきましては、12 月 9 日の補正予算で計上した備品の購入となります。平成 28 年 4 月より 4 歳児保育に係る給食提供による備品の購入となります。確かに先日議案提案しました給食配送車と同じ事業であります。ただ、給食配送車につきましては時間が非常にかかることから先に提案をしましたが、その時にこういったものをやると説明すればよかったかと反省しております。今回の提案内容につきましては、4 歳児給食提供に係るものだという事で提案しております。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 ぜひそのようにやって欲しい。それから、エアーカーテン 17 台とのことですが、これまでどこにも付いていなかったのかな。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 21 分）

再開（午前 11 時 22 分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 79 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 79 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 79 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 79 号 給食用備品購入事業（カートイン消毒保管機他）の売買契約についてを採決します。

本件に可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第 15. 意見書第 8 号 政府の強権的手法に抗議し、米軍新基地建設工事の即時中止を
求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第 15. 意見書第 8 号 政府の強権的手法に抗議し、米軍新基地
建設工事の即時中止を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者か
ら趣旨説明を求めます。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 それでは、意見書第 8 号を読み上げて提案いたします。平成 27 年
12 月 18 日。南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大城 毅。賛成者
新垣由雄議員、大宜見洋文議員、照屋仁士議員、花城清文議員、赤嶺雅和議員、宮城寛淳
議員。政府の強権的手法に抗議し、米軍新基地建設工事の即時中止を求める意見書 上記
の意見書を別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出
いたします。

政府の強権的手法に抗議し、米軍新基地建設工事の即時中止を求める意見書 米軍普天
間飛行場の辺野古移設をめぐり、翁長知事による埋立承認の取消しは違法だとして、安倍
政権の石井国土交通相は「代執行」訴訟を起こし、12 月 2 日に第 1 回口頭弁論が行われた。
国と地方の代執行訴訟は、1999 年の地方自治法改正以来、初めてであるが、翁長知事は県
民にとって「銃剣とブルドーザー」による強権接収を思い起こさせるものだと指摘した。
こうした安倍政権の新基地建設に向けた一連の手法は、翁長知事的意思と沖縄県民の民意
を踏みにじり、地方自治と民主主義を破壊しかねず、法治国家として到底許されない。沖
縄の「新基地建設反対」の民意は、昨年の名護市長選、県知事選、総選挙などで繰り返し
示され、翁長知事による前知事の埋立承認を取り消した判断については、直近の世論調査
で 8 割の県民が支持していることでも明らかであり、加えて全国の世論調査でも「評価す
る」が「評価しない」を大きく上回っている。行政不服審査法は、行政庁の違法または不
当な処分その他の公権力の行使にあたる行為に関し国民に対して広く行政庁に対する不服
申し立ての道を開くことによって国民の権利利益の救済を図ることを目的としている。然
るに、辺野古への新基地建設を「唯一の解決策」とする沖縄防衛局の訴えを同じ国の機関・
国土交通省が審査して工事継続を認めるなどというのは、公平性、客観性を欠いた法の悪
用でしかない。戦後 70 年、県民の生命と安全を脅かし、県経済発展の阻害要因となってい
る米軍普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回は、保革を超えた県
民の民意であり、「建白書」に応えるのが民主主義国家である日米両政府の責務であると
考える。民意を無視し不法を重ねて新基地を強引に建設することは断じて許されるもので

はない。沖縄へのこのような強硬姿勢に対し、他県ではオスプレイ訓練を拒否されたらすぐに白紙撤回するなど明らかに二重基準であり、沖縄県民の意思は無視してかまわないという政府の意識があると言わざるを得ない。国際法に反し、県民の土地を米軍が強制接収して建設した在沖米軍基地の成り立ちと沖縄の苦難の歴史を踏まえ、うちなんちゅの誇りと尊厳にかけて「新基地を造らせない」とする翁長知事のゆるぎない姿勢と県民の意思は、政府が強権的手法をもってしても屈することはない。よって本町議会は、県民の生命と安全、沖縄の自己決定権、人権、そしてひろく民主主義と地方自治を守る立場から、安倍政権による辺野古への新基地建設に向けた埋立承認取消しの「効力停止」「代執行の提訴」「本体工事着手」の強制的手法に強く抗議し、新基地建設工事の即時中止を求めるものである。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 27 年 12 月 18 日 沖縄県島尻郡南風原町議会 あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長。以上であります。皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第 8 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 8 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから意見書第 8 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第 8 号 政府の強権的手法に抗議し、米軍新基地建設工事の即時中止を求める意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。休憩します。

休憩 (午前 11 時 29 分)

再開 (午前 11 時 29 分)

○議長 宮城清政君 再開します。これより意見書第 8 号 政府の強権的手法に抗議し、米軍新基地建設工事の即時中止を求める意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩 (午前 11 時 30 分)

再開（午前 11 時 30 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第 16. 陳情第 21 号 南風原町法人保育園園長会からの陳情書

○議長 宮城清政君 日程第 16. 陳情第 21 号 南風原町法人保育園園長会からの陳情を議題とします。総務民生常任委員長から委員会の審査について、お手元に配布しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 17. 決議第 6 号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第 17. 決議第 6 号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて、平成 27 年第 4 回南風原町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

平成 27 年第 4 回定例会_最終日

閉会（午前 11 時 32 分）